

第1事件：平成28年（ワ）第380号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 宮内 正徹

被告 日本放送協会

第2事件：平成28年（ワ）第696号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 溝川 悠介 他44名

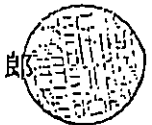
被告 日本放送協会

準備書面（3）


平成29年8月25日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中


第1事件・第2事件被告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 郎 

同 大 澤 武 史 

同 山 本 一 貴 

同 梅 田 康 宏 

同 秀 桜 子 

第1 原告らの確認請求には確認の利益が欠けること

- 1 確認の訴えにおいて、訴えの利益としての確認の利益を要するところ、原告らの被告に対する放送法第4条及び国内番組基準の遵守義務が存在することの確認請求（以下「本件確認請求」という。）については、以下のとおり確認の利益を欠いている。

確認の利益が認められるためには、まず確認対象としての適格性を要するところ、本件確認請求は、放送法第4条や同法第5条の法的性質如何により、それが被告に対する個別具体的な法的義務を課すものか、倫理的・抽象的義務を定めるに過ぎないものかという法令解釈を要し、それに尽きるものといえ、一般的抽象的な法令解釈を求めるものである。確認の訴えにおいて、法令の有効無効はもちろん法令の解釈についても確認の対象とはならないのであって、本件確認請求は、そもそも確認対象としての適格性を欠いており、確認の利益が認められない。

- 2 また、確認の利益が認められるためには、原告らがその権利または法的地位の危険・不安を解消するために、求められている法律関係について確認することが必要かつ適切であることが必要である。

本件確認請求は、上記のとおり、法令解釈にかかる判断を求めるものに過ぎず、また、被告の放送法や国内番組基準を遵守する義務の存否を確定することが、原告らの慰謝料請求にかかる要件の一つとなる義務の存否に関わるとしても、慰謝料請求の是非は当該義務違反の要件を別途考慮する必要がある以上、本件確認請求は原被告間の抜本的な紛争解決に何ら資するものではない。

むしろ本件において、原告らが、被告に対して、主位的に放送法第4条を遵守しない放送を行ったことにより、予備的に国内番組基準を遵守しない放

送を行ったことにより、原告が権利侵害を受けたとして損害賠償請求を求めているように、被告に放送法第4条および国内番組基準を遵守すべき義務があるか否かに関して、かかる給付訴訟、若しくは少なくとも給付訴訟における中間確認の訴えが提起されれば紛争解決として足りるのであり、原告らが本件確認請求を提起する必要性はやはり認められない。

3 以上からすれば、原告らの本件確認請求には確認の利益がなく、速やかに却下されなければならない。

第2 原告らの被告との放送受信契約の有無について

第2事件原告らのうち、当事者目録記載の原告3、原告24、原告26、原告37は、各原告ら若しくは同一世帯家族による被告との放送受信契約の締結および放送受信料の支払いが確認できない。したがって、被告との放送受信契約を前提とする上記各原告らの主張はその前提を欠き、いずれにせよ請求は認められない。

以上